

ISSA海外論文要約より

労働問題から社会国家へ

Theo Siebeck

(西ドイツ)



本稿には、ドイツ社会政策の歴史に対する考察が概述されており、社会政策の変革を引き出した基本原則と概念に現われた歴史的变化が述べられている。社会政策について、19世紀にはなんら支配的な基本原則は存在していなかったが、その当時、社会問題は国内の諸政策にとって、次第に顕著なものとなっていた。その時代に存在していた有害な諸条件を除去または軽減することが、とくに強調されていた。当時の方法では、一連の孤立した方策が講じられたが、しかし、ある概念の統一もしくは目的の調整は、行なわれなかった。社会問題は産業労働者の問題と結びついて生まれてきた。社会政策は貧困な人々を援

助し、より貧困な階層を、ニードと不幸から保護するある政策を意味していた。社会保険の仕組みは、産業労働者を基盤として組み上げられていたが、被保護者のカテゴリーでは当初から非組織的な拡大が行なわれていた。1883年の疾病保険法と1884年の災害保険法は、所定の産業部門の労働者に適用を制限されていたが、しかし、1889年の廃疾・老齢保険法は、すべての労働者および労働者とみなされるすべての人々をカバーしており、すくなくとも1人以上の賃金労働者を規則的に雇用しない企業の所有者には、任意保険が採用された。旧ドイツ国会で、1881年にビスマルクは、いずれの労働者もというかわりに、い

ずれのドイツ人をも対象として、ある努力が行なわれるべきであるということを、かれ自身の言葉で述べていた。しかし、技術的な理由から、そのような制度のもつ重要性が、社会の多くの各グループを驚ろかせ、また、かれらに反対運動を起させるかも知れないということを恐れて、ビスマルクは、適用を段階的に次第に拡大する方が好ましいとした。

かくて、労働立法と社会保険は、当初では、全人口のうち特殊なカテゴリーに対する例外的な手段であったが、しかし、1919年のワイマール憲法により、このような事情は中断された。憲法は個人主義から法律的政策と社会政策に対する社会的基盤への移行を承認する多数の規定を含んでいた。その憲法は個別的な自由を保護しており、反対に、個を超えた全般的な福祉も保護していた。憲法は個人の財産を保証するのに対して、所有権にもなう義務を強調していた。憲法は労働者を国家の特殊な保護のもとにおき、かつ、改善された労働条件の獲得と維持に対する結社の自由を保証した。憲法は被保険者が協力し合

う全般的な社会保険に対する権利を宣言した。憲法は賃金労働者と俸給取得者が、賃金および労働条件の決定で、使用者と交渉する協力を確立した。また、憲法は土地開発と各人の住宅建設促進について基本原則を定めた。このように決定的な変革が実現され、その過程において、社会政策は労働問題と同一であるという証明を失い、かつ全体としての社会のある機能として発達する途を切り拓いてきた。

ワイマール憲法と異なり、1946年のドイツ連邦共和国憲法は、特殊な事項にかんする憲法上の規定を定めるのみならず、「法律に基づく社会国家」*Sozialer Rechtsstaat* であるというようなある国家形態を宣言し、かくして、この憲法は国家のもつ社会的基盤を強く強調している。法律に基づく国家の基本的な価値は生命、自由および財産である。社会国家の人びとは生存、完全雇用および労働能力の維持を保証されている。法律に基づく国家は国家に対する個人と社会を保護することを目的としており、社会国家は国家を通じて個人と社会を保護することを目的としている。

法律に基づく社会国家では、社会保障はいずれの者も、社会およびその構成員の中で、またそれを通じて所有する保障であり、平等のもつ社会的基本原則は、法律による自由の保証を制限している。かくして、社会政策のもつ各種の目的は、もはや貧困や不幸から保護するというかつてのようにあるカテゴリーを限定するものではなく、社会政策のもつ各種の目的は、高い生活水準を維持せしめる産業

社会の社会的状態を保証することである。したがって、全人口のすべての階層に対する社会的リスクをカバーする適用がダイナミックに拡大されている。

From Labor Problem to Concept of the Social State, "Von der Arbeiterfrage zur Sozialstaatsidee" in *Die Ortskrankenkasse* No. 4, February 1967, pp. 77~85 and nos. 5~6, march 1967, pp. 112~120 ; No. 76, 1967.

国民保健サービスの改善を求めて

Arthur Sedon

(イギリス)



本稿には、租税で財源を調達するイギリスの国民保健サービスは、患者が経費の一部を負担する制度と取りかえられるべきである、という主張が展開されている。

医師と患者のあいだに、なんら財政的な関係をもたない無料の国民保健サービスは、次の3つの根拠に基づき、提案されているようである。すなわち、過去において、貧困な人々は医療を利用できなかった。また、当人自身